第１章　計画策定の背景と趣旨

１　計画の背景

国においては、平成 12 年に「地方分権一括法」の施行により、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の全廃、国の関与のルール化が図られました。また、平成 23 年には、「地域主権改革一括法」が成立し、国の地方への義務付け・枠付けのあり方が見直され、地方へ権限が移譲された分野については、自治体が独自の判断や方針を決めていく道筋が開かれるようになりました。国は中央集権型から、地域主権型社会の実現に向けて進んでおり、個々の地域性や実情に即した行政を展開することが自治体に求められています。

また我が国においては、少子・高齢化が進行し、核家族世帯や共働き家庭の増加による家族形態やライフスタイルの多様化が進むとともに、生活課題は質的にも量的にも増大しています。複雑多様化する市民ニーズに対しては、個別的・具体的な対応が必要であり、公共サービスによる公益性と公平性を前提とする支援では充分な対応が困難となっています（図１）。

このように社会情勢が変化する中、平成 23 年の「特定非営利活動促進法」（※NPO 法）改正により、認定 NPO 法人制度の緩和が図られ、様々な分野で NPO が活躍しております。また、自治会や町内会活動等の様々な地域活動や多くのテーマに取り組むボランティア活動は、地縁を基盤とし、これまで長きにわたって地域住民の生活を支えてきました。それとともに、民間企業や事業者による社会的貢献活動も進んでいます。このような市民活動団体は、行政が対応しきれなかった面を解決する、細やかで多岐にわたる行動力、先駆的に取り組む機動力を持っています。

本市においても、様々な分野で市民活動が活発に行われており、行政と市民が互いに理解し合い、適正な分担と連携を行うことで、地域生活の課題解決に柔軟に対応して、より一層幅広いサービスを提供することが期待されます。そのため、市民が主体となり、まちや暮らしをより良くする取り組みは、本市のまちづくりにおける重要な意義を持っており、市民活動や協働の一層の推進を図ることが望まれます。

※ＮＰＯ：民間非営利組織。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。

図１　行政サービスと公共サービス

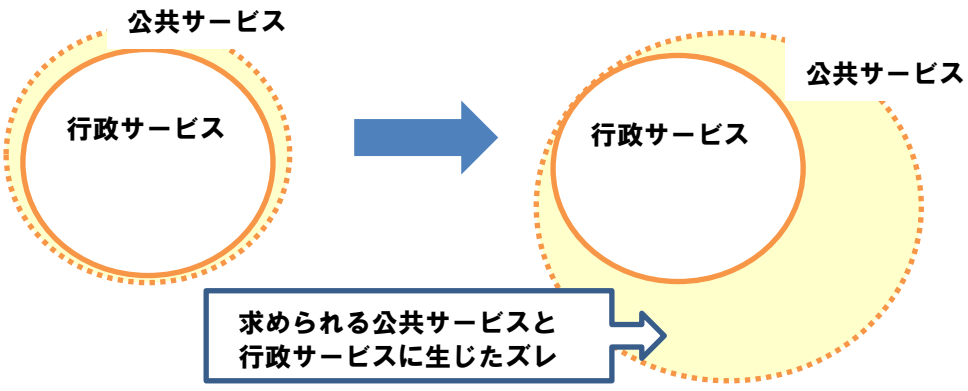

２　計画の趣旨

本市においては、平成 17 年に「下関市市民協働参画条例（愛称：下関パートナーシップ条例）」を施行し、「市民と行政のパートナーシップ」と「市民と市民のパートナーシップ」を２つの柱とし、協働関係の構築及びパートナーシップの確立に向けた取り組みを進め、「市民が主体のまちづくり」を推進してきました。

本市では、上記条例に基づき、市民活動の主体となる市民及び市民活動団体自体が、自発的・自立的な市民活動を行うための環境づくりや、「市民と市民のパートナーシップ」の確立に向けた計画として、「下関市市民活動促進基本計画（平成 18 年）」を策定しました。また、より効果的な市民活動促進策の実施と、「協働のまちづくり」の実現を目指し、「下関市市民活動促進基本計画（平成 23 年）」（以下第２次計画という）が策定しました。第２次計画では、以前の市民活動促進等についての取り組み状況を整理するとともに、市民活動状況調査（アンケート調査）、ワークショップにおける意見集約、パブリックコメント等の結果や審議会からの答申を踏まえ、市民活動の現状と課題を見直し、施策展開の方向修正を行いました。

その後、計画期間が終了する平成 28 年３月までの５年間、第２次計画に基づき、市民活動の促進に取り組み、各年度の年次報告が示す通り、市民活動への参加人数や活動の幅は広がり、本市の住みよい環境づくりに大いに貢献しました。しかし、一方で、地域住民のつながりの希薄化や少子・高齢化といった市民活動を取り巻く社会環境は、近年大きく変化しており、市民活動団体は様々な課題に直面しています。

平成 26 年 12 月に本市は「第２次下関市総合計画」を策定し、まちづくりの基本理念を「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ　輝き海峡都市・しものせき」としました。そして、「市民活動の支援の推進」を施策の１つとし、その方向性として「市民活動の促進」と「地域コミュニティ組織の育成支援」を掲げています。また、同年、「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」も策定し、協働のまちづくりの目指す方向を示しました。

この度、本市における将来的なまちづくりの方向性や市民や市民活動団体を取り巻く情勢の変化に対応するとともに、生活環境への新たなニーズに応えるために、新たに「第３次下関市市民活動促進基本計画」を策定します。

３　計画策定の位置付け

本計画は、「下関市市民協働参画条例」を根拠とし、上位計画である「第２次下関市総合計画」や、関連計画である「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」等を踏まえ、下関市における市民活動に関する施策の総合的・計画的推進方法を示したものです。

【計画の位置付け】

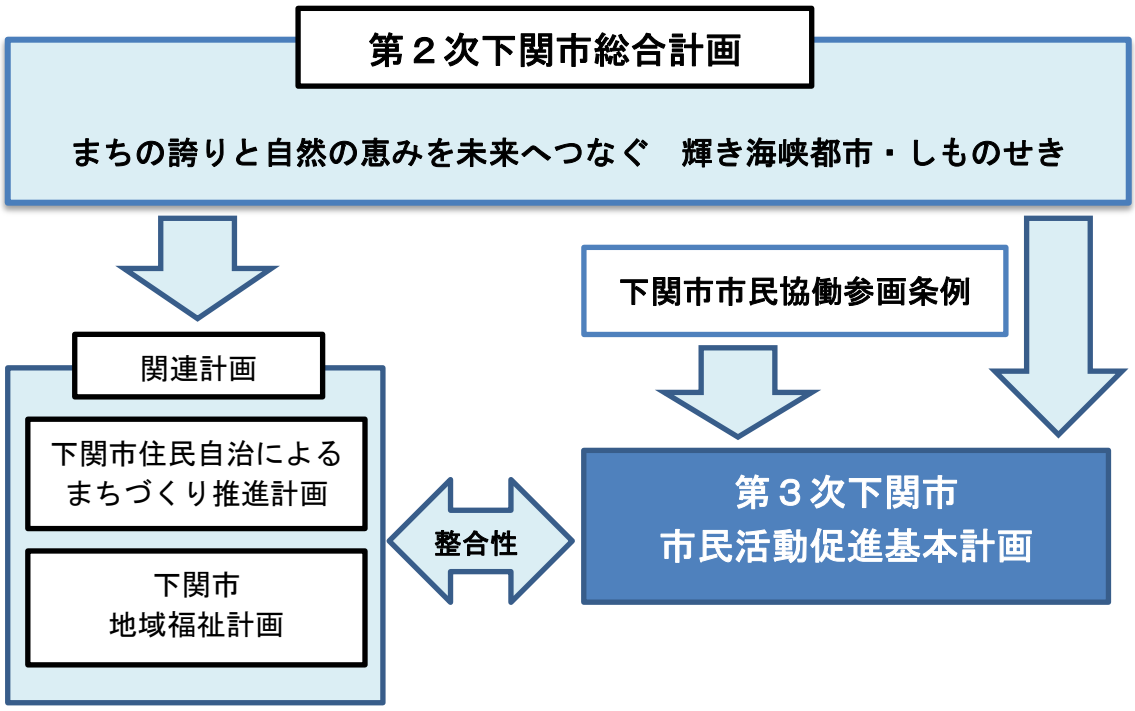

下関市住民自治によるまちづくり推進計画との関係

本計画と、「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」（以下、まちづくり推進計画）は、行政のみでなく、市民、地域コミュニティ、NPO 等の多様な主体が連携して、本市における課題やニーズを発見し対応することを目指す点で共通しています。また、「下関市地域福祉計画」では、福祉分野において隣近所の住民同士や友人、知人との助け合いや、自治会や民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、NPO 団体、事業者、社会福祉協議会などの地域で活動する団体の支えにより生活課題を解決する「共助」の取組を支援する点で共通しています。

まちづくり推進計画では、地区で生活する市民等により組織された「まちづくり協議会」を中心に、地区全体で身近な地域課題の解決方法を考え、地区の実情に沿って解決していく仕組みの中で、市と役割分担しながら、参加と協働によるまちづくりを行うものです。

本市では、「下関市市民協働参画条例」により、市民参画を「自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、（中略）地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」と定義しており、その活動や目的を特定の地域に限定していません。市民活動は、本市における各地域はもちろん、本市全体がかかえる社会的な課題を取り上げ、その問題解決に取り組む活動です。したがって、市民活動は地域のまちづくり協議会や地縁団体等と協働するとともに、地域の枠にとらわれることのない、より広域的な活動に取り組みます。

本計画は、地域住民、団体の協働による課題解決を目指すまちづくり推進計画や地域福祉計画との整合を図るとともに、本市における幅広い市民活動を促進することを目的とし、活動への支援や方向性を定めます。

４　計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの５年間です。

５年間という期間設定については、市民活動を取り巻く社会情勢が変化し続けていることを踏まえ、中期的な展望で策定したものです。また、状況の変化に適合させるため、必要に応じて計画の期間内に見直しを行います。

平成 33 年度以降については、それまでの間の支援策の効果や市民活動の状況を鑑み、次期計画を検討する中で取り組むべき課題と具体的施策の見直しを行います。

<table>
<tr><th>年度</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th></tr>
<tr><td rowspan="4">計画</td><td colspan="5">第１次下関市総合計画</td><td colspan="5">第２次下関市総合計画 （平成 36 年度まで）</td></tr>
<tr><td colspan="6">第２次下関市市民活動促進基本計画</td><td colspan="4">第３次下関市市民活動促進基本計画</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">下関市住民自治によるまちづくり推進計画</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">第1期下関市地域福祉計画</td><td colspan="5">第２期下関市地域福祉計画</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

５　計画の対象区域

本計画の対象区域は、原則的に下関市域とします。

また、本市の中核市としての役割及び市域を超えて展開している市民活動の実態を考慮し、より広域的な対応に配慮します。

６　計画の策定体制

（１）下関市市民協働参画審議会

本計画は、学識経験者、市民活動団体関係者、公募委員（市民）から構成される「下関市市民協働参画審議会」において、市民の立場や専門的な分野等から総合的に検討を進めました。

（２）市民協働参画推進本部

市長を本部長とする「下関市市民協働参画推進本部」において、市民活動促進諸施策について検討・調整を行いました。

【計画の策定体制】

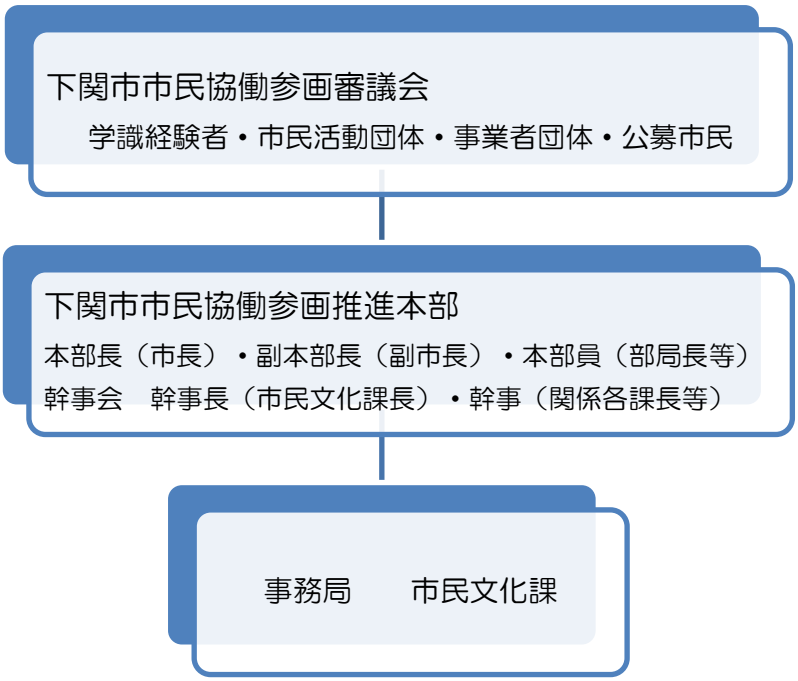

（３）市民の意識、市民の意見

市民協働参画に対する市民や市民活動団体の考えや、活動への参加の状況を把握するため、市民意識調査・市民活動団体意識調査を実施しました。

より幅広い市民の意見を聴取するためにワークショップを開催し、策定過程においては計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

◆市民意識調査・市民活動団体意識調査

本計画の策定にあたり、市民協働参画に対する市民や市民活動団体の考えや、活動への参加の状況を把握し、今後の市民活動推進のための基礎資料とするために、市民意識調査・市民活動団体意識調査を実施しました。

なお、平成２２年に実施した意識調査についても比較分析のため掲載しています。

	市民意識調査	市民活動団体意識調査
調査対象	下関市に居住している満 18 歳以上の市民	しものせき市民活動センターに登録している団体
抽出方法	無作為抽出	全数調査
配布数	2,500	254
回収数（有効回収率）	1,036（41.4%）	181（71.3%）
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	平成 26 年 12 月８日～平成 26 年 12 月 24 日	

◆ワークショップ

本計画を策定するに当たり、より幅広い市民の意見を聴取するために、ワークショップを開催しました。

開催日時	平成２７年7月３１日（金曜日）１８時から２０時３０分
開催場所	しものせき市民活動センター（ふくふくサポート） 下関市竹崎町四丁目４番２号
テーマ	しものせき市民活動センター（ふくふくサポート）をどう活かす？ ～考えよう　新たな「しかけ」！　市民協働参画　市民活動！～
参加者	市内に在住または通勤・通学している方　１８名

◆パブリックコメント

本計画を策定するに当たり、市民から意見を求めるため、策定過程で計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

募集期間	平成２７年１０月３０日～平成２７年１１月３０日
閲覧場所	市民文化課　本庁舎　本庁管内各支所　各総合支所　市ホームページ しものせき市民活動センター（ふくふくサポート）

第２章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本姿勢

（１）市民活動の主体となる市民及び市民活動団体自体の、自主的・主体的な市民活動を促進するに当たっての環境づくりのために市が策定する計画であること

本来、市民活動は市民の自主的・主体的な活動を基にしており、独自に発展することが望ましいのですが、現在のところ人材面や資金面の問題など発展を困難にする課題が存在し、その解決には、行政からのさまざまな支援が重要であると考えています。

支援策については、市民や市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、継続的な活動が促進されるように配慮します。

（２）「市民と市民のパートナーシップ」の確立に向けた計画であること

市民活動を促進し、市民参画に対する市民意識の醸成及び市民の市政への参画を促す計画です。

（３）市民意見を踏まえた計画であること

支援策の具体的内容については、意識調査、ワークショップ、パブリックコメント等市民意見の聴取に努めた結果、並びに「下関市市民協働参画審議会」からの答申を踏まえ、策定した計画です。

本計画で使用する重要な用語について、「下関市市民協働参画条例」に基づき、下記の通りとします。

協働	共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して行動すること
市民参画	市民及び市民活動団体が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自立的にかかわること並びに市民等がまちづくりのために協働すること
パートナーシップ	協働を実現するための友好的な協力関係
市民活動団体	組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が宗教、政治上の主義、特定の公職にある者又は政党、営利目的のいずれにも該当しないもの
事業者	市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者

２　「協働のまちづくり」の主体とその役割

「協働のまちづくり」の実現を目指すにあたって、互いの役割分担や得意な分野を把握し、対等な立場で協力することが重要です。「下関市市民協働参画条例」に基づき、それぞれの協働の担い手に対する考え方をまとめると、下記の通りです。

（１）市民の責任と期待される役割

〇市民参画に関する理解を深める
〇自らのできることを考え、すすんでまちづくりに参加する
〇自発的自立的に市民活動の発展及び促進に努める

（２）市民活動団体の責任と期待される役割

〇市民活動を組織的かつ継続的に行う
〇組織や活動に関する情報提供に努める
〇自らの活動の公益性を証明する
〇より多くの市民の力を結集し、地域の課題解決に取り組む

（３）行政の責任と期待される役割

〇施策の立案から評価までの行政プロセスに市民参加が得られるように努める
〇活動場所、人材育成、情報提供や財政支援など市民活動を促進するための環境整備に努める
〇市民と市民活動団体の自主性を尊重する
〇市職員への市民協働参画に関する啓発や研修を実施する

（４）事業者に期待される役割や配慮等

〇市民参画、市民活動への理解を深める
〇社会貢献活動等に通じた公共の新たな担い手となる
〇まちづくりへの人材（従業員等）、活動の場所や資金の提供に努める

第３章　市民活動の現状と課題

１　人口と世帯の状況

○国勢調査によると、本市の人口は減少が続いており、平成 22 年の人口は 280,947 人で、平成 7 年と比較すると 9.6%の減少、平成 12 年と比較すると 6.7%の減少となっています。また、年齢別にみると、15 歳未満や、15～64 歳の割合が減少し、一方で 65 歳以上の割合が 18.5%から 28.7%へと増加し続けており、少子・高齢化が進行しています。

○一般世帯数が平成 7 年から平成 22 年にかけてほぼ横ばいの状態に対して、１世帯当たり人員が 2.64 人から 2.31 人へと減少しています。家族類型別では、親族のみの世帯において、核家族以外の世帯が大きく減少し続けていることから、核家族世帯の割合が高くなっています。また、非親族を含む世帯と単独世帯が大きく増加しています。

○少子・高齢化や核家族化の進行が生み出す単独世帯の増加によって、地域のつながりが希薄になり、社会的孤立が進むことが懸念されます。

【人口の推移】（下関市）

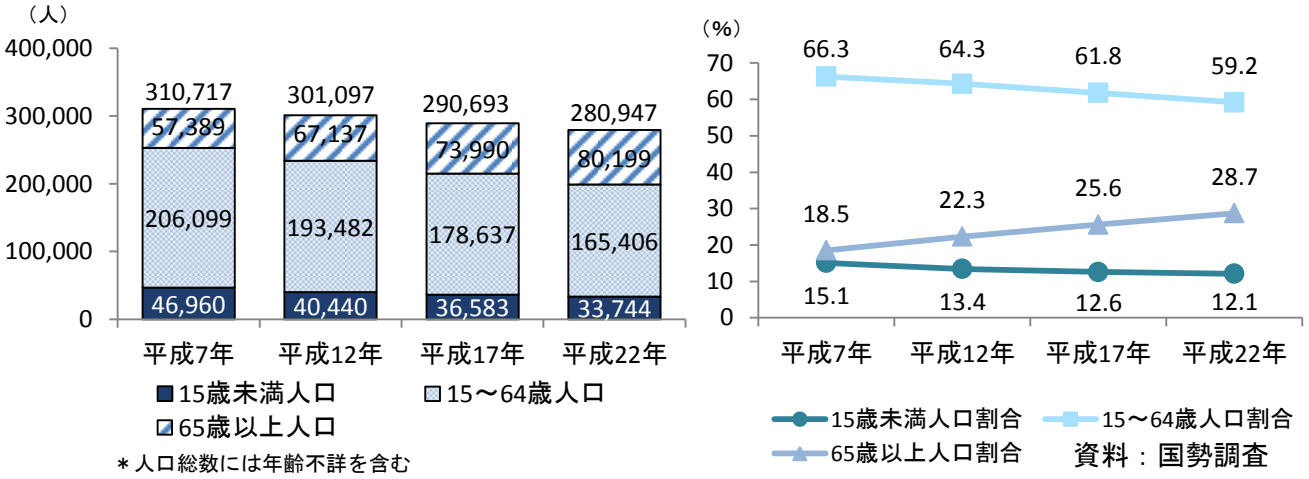

【世帯の推移】（下関市）

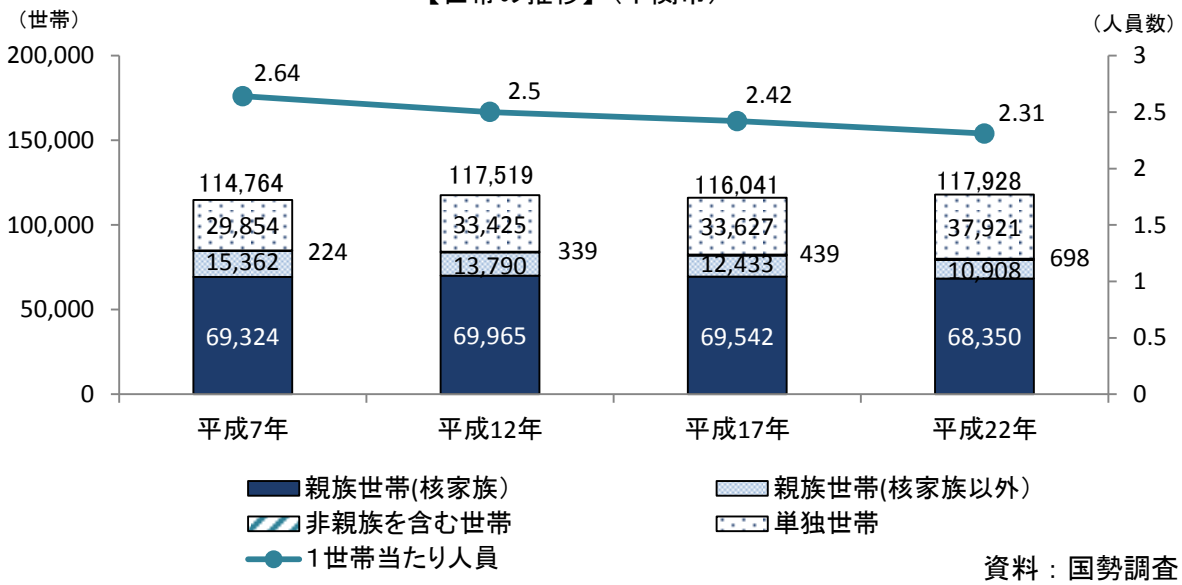

２　市民の現状と課題

現　状

○市民意識調査によると、多くの市民において「市民協働参画（パートナーシップ）」、「参画」、「市民活動団体」、「しものせき市民活動センター」の認知度が低く、また「協働」の意味や効果が広く理解されていないことが示されています。

○市民は、「市民協働参画の言葉や方法がわからない」ため、市政に参画したことがない人の割合が多い一方で、市政参画については重要であると認識しています。

○市民活動への関心は平成 22 年調査時より増加しており、活動したことのある分野は、「まちづくりの推進」が最も高くなっています。

○性別や年齢によって参加する市民活動の分野に違いがあり、また、市民が市民活動に参加できる（しやすい）条件については、「会社員」といった就労者では「職場との調整」、「20 歳代」「学生」といった若い世代では「参加しやすさ」が求められています。

【市民協働参画（パートナーシップ）の認知度】

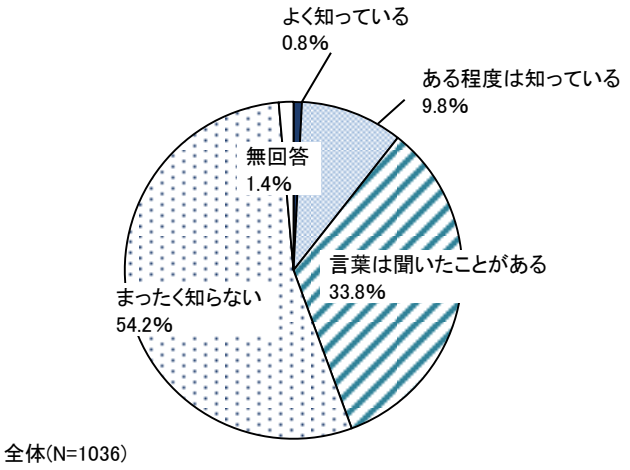

【市政への参画・認知度】

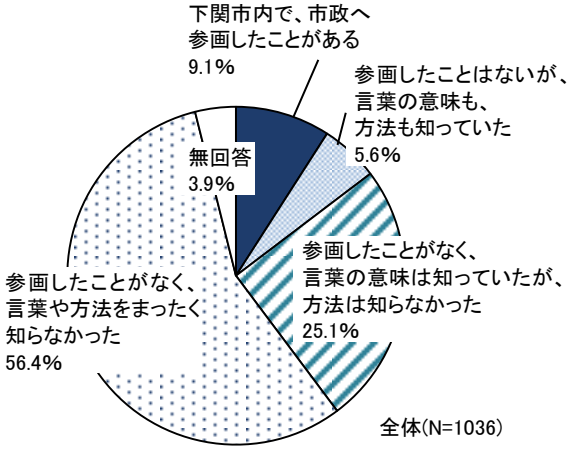

【「市民活動団体（NPO 法人も含む）」の認知度】

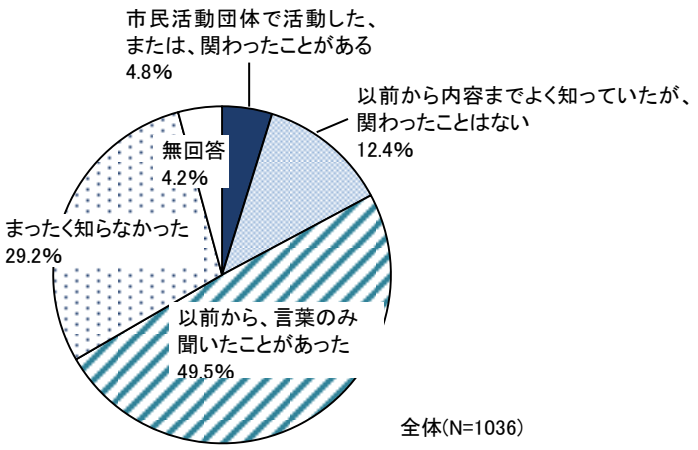

【「しものせき市民活動センター」の利用及び認知度 】

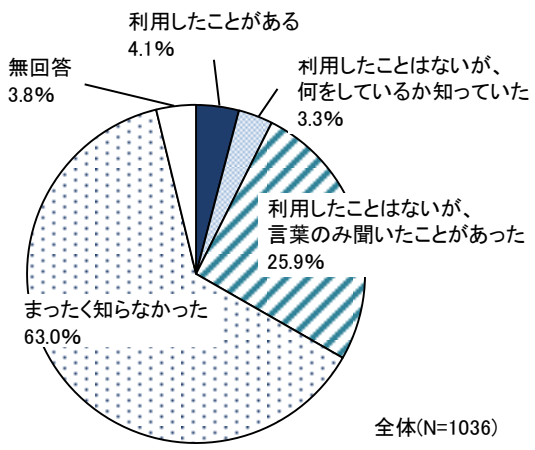

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（平成 26 年）

【市民の市政参画への認識（重要度）】

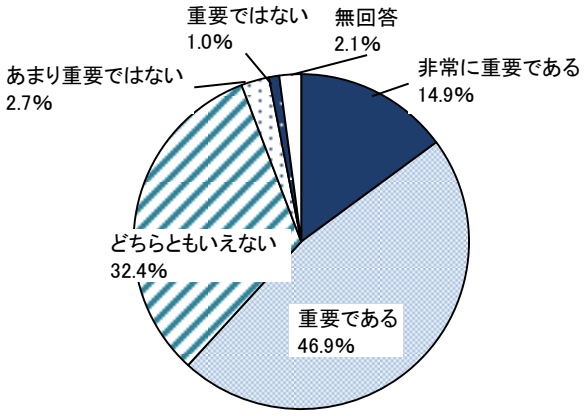

全体(N=1036)

【市民活動の経験および今後の意向（経年比較）】

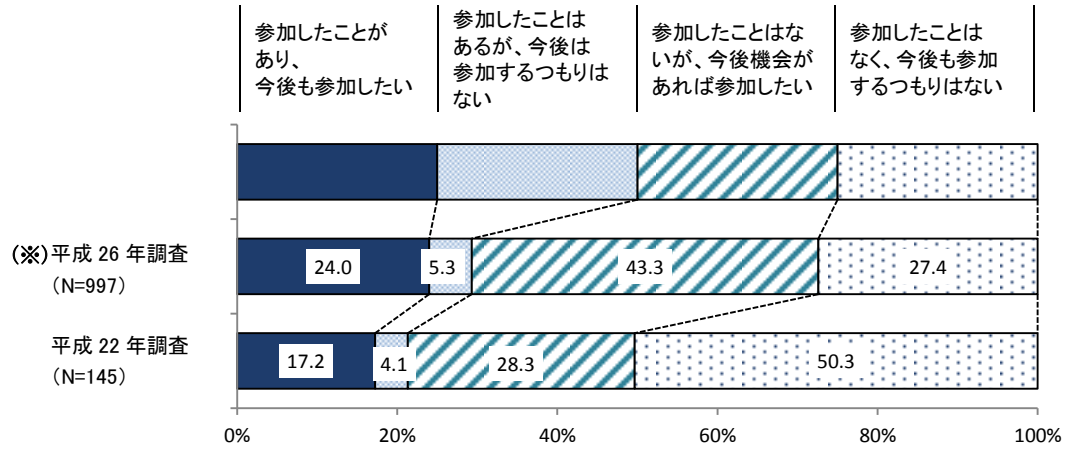

(※)今回調査は無回答を含まない。

【市民活動をしたことのある分野（上位 10 位・複数回答あり）】

		全体	まちづくりの推進	健康づくり	スポーツの振興	医療	交通安全	文化芸術の振興	児童・母子福祉	リサイクル	子ども・青少年の健全育成	高齢者福祉
全体		292 100.0%	109 37.3%	59 20.2%	58 19.9%	54 18.5%	54 18.5%	39 13.4%	37 12.7%	37 12.7%	32 11.0%	23 7.9%
性別	男性	78 100.0%	30 38.5%	5 6.4%	19 24.4%	13 16.7%	16 20.5%	6 7.7%	3 3.8%	4 5.1%	11 14.1%	5 6.4%
	女性	132 100.0%	47 35.6%	31 23.5%	19 14.4%	21 15.9%	28 21.2%	19 14.4%	25 18.9%	21 15.9%	13 9.8%	12 9.1%
年齢別	18～19歳 （※）	6 100.0%	4 66.7%	－ －	1 16.7%	－ －	－ －	－ －	－ －	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%
	20歳代	27 100.0%	7 25.9%	1 3.7%	7 25.9%	5 18.5%	1 3.7%	2 7.4%	2 7.4%	－ －	2 7.4%	4 14.8%
	30歳代	48 100.0%	13 27.1%	8 16.7%	10 20.8%	8 16.7%	4 8.3%	6 12.5%	17 35.4%	3 6.3%	4 8.3%	1 2.1%
	40歳代	56 100.0%	21 37.5%	7 12.5%	11 19.6%	16 28.6%	15 26.8%	5 8.9%	5 8.9%	5 8.9%	8 14.3%	－ －
	50歳代	51 100.0%	19 37.3%	6 11.8%	11 21.6%	12 23.5%	11 21.6%	6 11.8%	5 9.8%	8 15.7%	7 13.7%	3 5.9%
	60歳代	54 100.0%	23 42.6%	18 33.3%	8 14.8%	5 9.3%	14 25.9%	11 20.4%	4 7.4%	11 20.4%	5 9.3%	7 13.0%
	70歳以上	49 100.0%	22 44.9%	19 38.8%	10 20.4%	7 14.3%	9 18.4%	9 18.4%	4 8.2%	8 16.3%	5 10.2%	7 14.3%

(※)サンプル数が少ない「18～19 歳」については参考として掲載している。

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（平成 26 年）

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（平成 22 年）

【市民活動に参加できる（しやすい）条件（４項目のみ）】

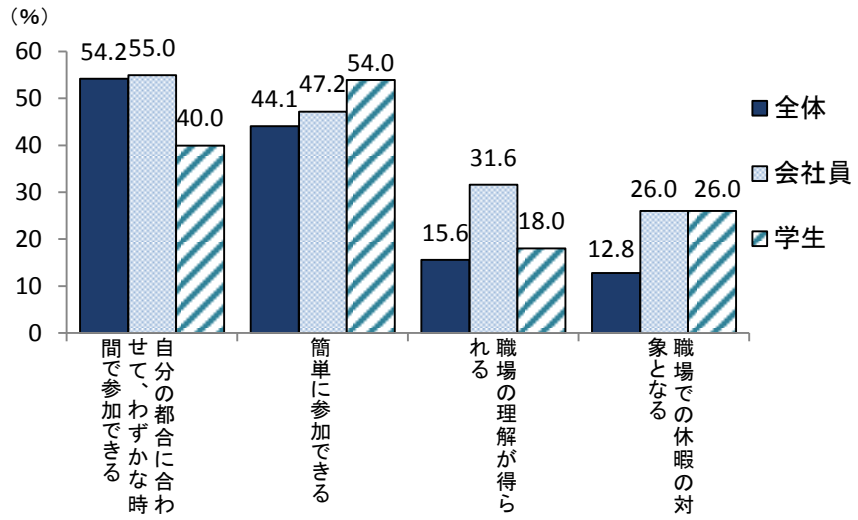

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（平成 26 年）

課　題

〇市民協働参画や市民活動についての情報を、様々な広報媒体によって広く市民に紹介し、その活動の意義や社会的役割などについて、理解や関心を深める必要があります。

〇性別や年齢、個々のライフスタイルによって参加する分野や参加条件に傾向があるため、市民活動への参加を促すに当たっては、対象に応じた情報提供を行う必要があります。

〇市政情報とともに、市民参画の結果、施策に反映された内容が公開されることが重要です。

主要な課題

・協働に関する理解、知識の普及、情報提供
・市民活動への参加のきっかけ、環境づくり
・活動の効果、市政への反映による参画意識の向上

３　市民活動の現状と課題

現　状

〇本市における市民活動団体は、平成 23 年の 315 団体まで増加し続けていましたが、平成 26 年には 252 団体に減っています。これは、平成 26 年度に団体に対し調査を行い、活動実績のない団体や休眠状態にある団体の登録を抹消する取り扱いとしたことによるものです。

〇市民活動団体分野別登録団体は、「保健・医療又は福祉の推進を図る活動」が 60 団体と最も多く、ついで「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」が 47 団体となっています。

〇平成 26 年度に実施した市民意識調査によると、市民活動団体の会員構成は高齢化率が高く 60 歳以上が５割以上となっています。

〇市民活動団体の存続年数は、「20 年以上」「10 年以上 20 年未満」の占める割合が高く、10 年以上存続している団体が５割以上となっています。

〇今後の活動方針（人材面）においては、「継続的に活動を担ってくれる会員」の確保や「スタッフや関係者を取りまとめられるマネージャー人材」や、「団体間や行政との間をつなぐコーディネーター」、「法律、会計等の実務に詳しい人材」の確保と育成があがっています。

〇市民活動に対して必要な施策については、経済的な支援の他、市民活動に関する情報提供の充実についても、平成 22 年市民意識調査時と変わらず高くなっています。

〇他の市民活動団体や地域との連携について、地域への貢献や活動範囲の広がりといった理由から、５割以上の市民活動団体がつながりをもっています。

【市民活動団体数】

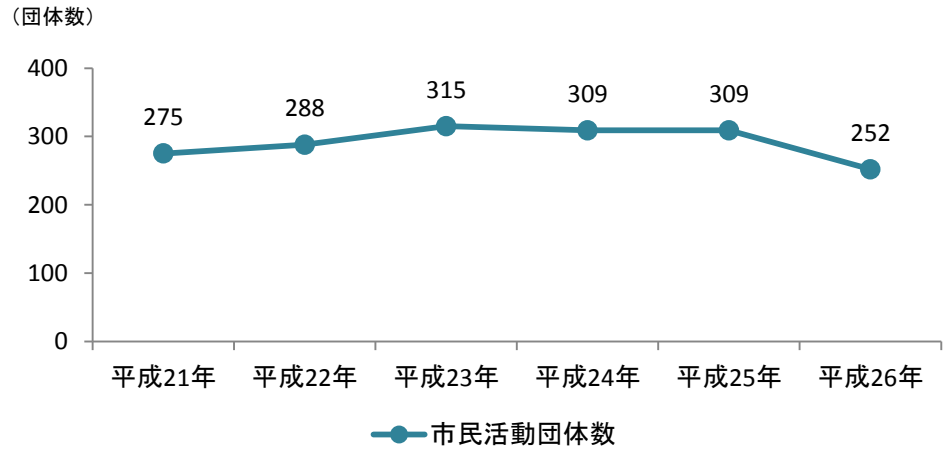

資料：平成２６年度市民と行政・市民と市民のパートナーシップ年次報告

【市民活動団体分野別登録団体】

分野別登録団体	団体数
保健・医療・福祉の増進を図る活動	60
社会教育の推進を図る活動	10
まちづくりの推進を図る活動	26
観光の振興を図る活動	4
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	2
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	47
環境の保全を図る活動	20
地域安全活動	7
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	9
国際協力の活動	13
男女共同参画社会の形式の促進を図る活動	2
子どもの健全育成を図る活動	37
経済活動の活性化を図る活動	1
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	2
消費者の保護を図る活動	5
市民活動団体支援へ助言又は援助の活動	2
その他の活動	1
計	252

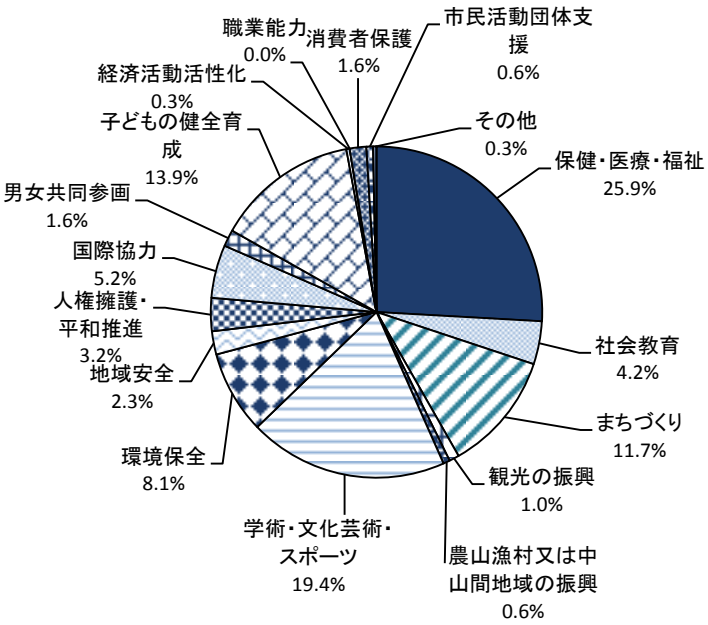

【主年齢層（最も人数が多い年齢層）】

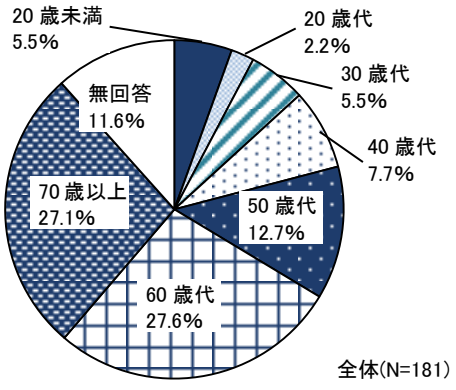

【団体の存続年数】

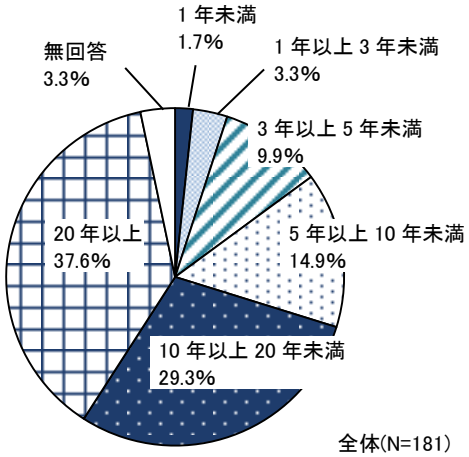

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（平成 26 年）
平成 26 年度市民と行政・市民と市民のパートナーシップ年次報告

【今後の活動方針（人材面・複数回答あり）】

		全 体	継続的に活動を担ってくれる会員	活動に参加するボランティア	イベント等で協力してくれる団体や人	事業の企画に関する知識と経験を持った人材	スタッフや関係者を取りまとめられるマネージャー人材	団体間や行政との間をつなぐコーディネーター	団体や事業の運営に関しての助言・相談の出来る人材	法律、会計等の実務に詳しい人材	その他	無回答
全 体		181	133	91	51	33	25	18	15	14	4	9
		100.0%	73.5%	50.3%	28.2%	18.2%	13.8%	9.9%	8.3%	7.7%	2.2%	5.0%
団体規模別（登録人数）	10人以下	41	27	16	12	2	－	2	1	－	1	6
		100.0%	65.9%	39.0%	29.3%	4.9%	－	4.9%	2.4%	－	2.4%	14.6%
	11～50人	78	56	38	22	18	13	8	3	8	2	1
		100.0%	71.8%	48.7%	28.2%	23.1%	16.7%	10.3%	3.8%	10.3%	2.6%	1.3%
	51～1000人	46	41	28	11	9	9	8	10	6	－	1
		100.0%	89.1%	60.9%	23.9%	19.6%	19.6%	17.4%	21.7%	13.0%	－	2.2%
	1001人以上	10	7	6	4	2	2	－	1	－	－	－
		100.0%	70.0%	60.0%	40.0%	20.0%	20.0%	－	10.0%	－	－	－

【市民活動団体に対して必要な施策（上位 8 位・複数回答あり）】

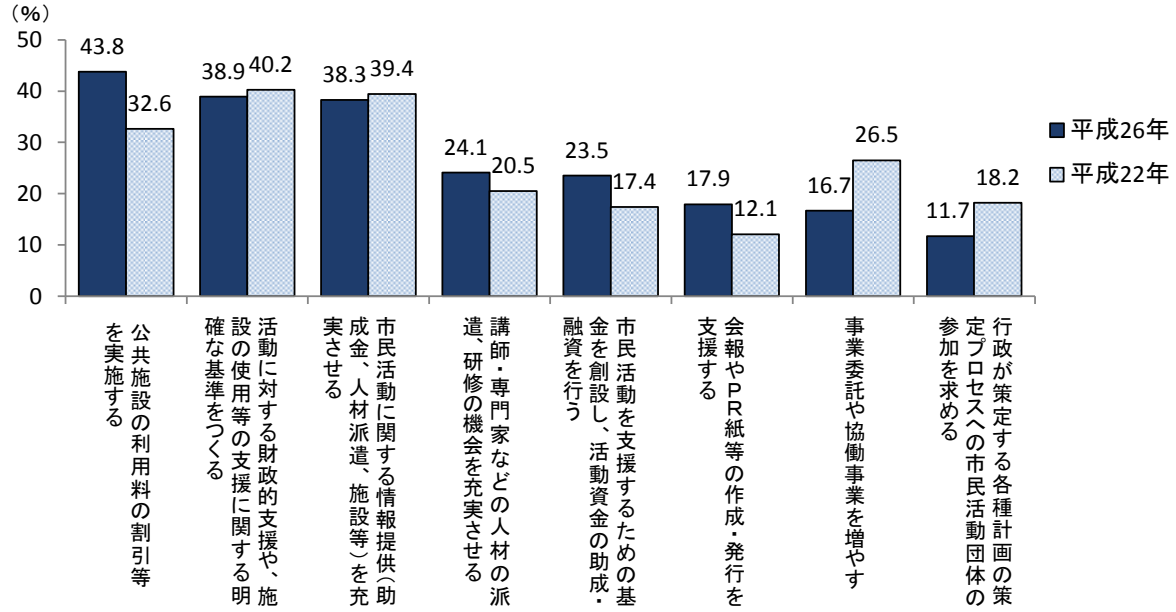

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（平成 26 年）

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（平成 22 年）

【他の団体と協働・連携を希望する理由（上位 5 位）】

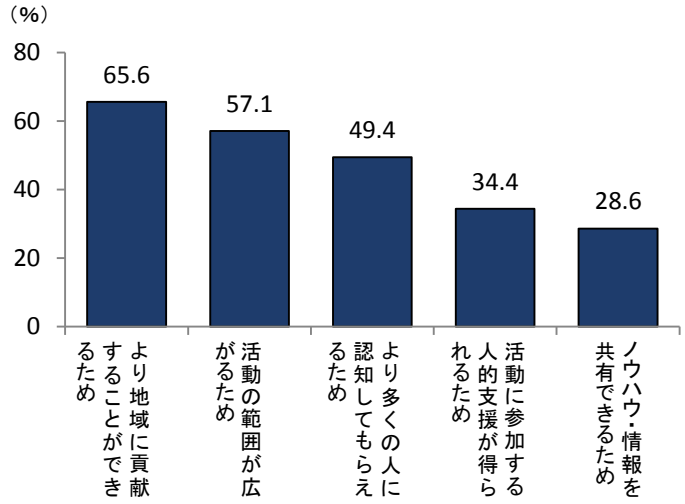

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（平成 26 年）

課　題

〇活動団体の課題に、人材の確保と育成をあげる団体が多く、今後市民活動団体が継続するために、活動に参加する人材を確保する支援が必要です。また、活動団体の中で、次期リーダーとなる人を育成するための研修や交流の場を提供していく必要があります。

〇市民意識調査から、市民が団体の活動や協働に関する情報を充分に受けられていないことが示されており、今後は活動団体の情報発信を支援するとともに、より多くの市民に情報を提供するための発信方法や多様な媒体の活用を検討する必要があります。

〇本市では、多くの活動団体が他の市民活動団体や、地元地域（自治会等）とつながりを持ち、協力して活動を行っています。市民活動団体意識調査によると、他の活動団体や自治会等とのつながりは半数以上が持っていることが示されています。これらのつながりを基に他団体と協働及び連携することで、より地域に貢献できること、活動の範囲が広がること、多くの人に活動や団体について認知してもらえることが活動団体内でも期待されています。一方で、発足して間もない団体や、地域によっては、他団体とのつながりが希薄である傾向にあります。今後、本市における市民活動をより活発に行うためには、連携への支援ときっかけづくりが重要です。

主要な課題

・活動を支える人材確保と育成
・活動継続のための支援
・他団体等との連携への支援

４　行政の現状と課題

現　状【施策状況】

〇本市における市民協働参画実施機関である 106の課所室における実施事業数及び施策実施課所室数の推移をみると、施策実施課所室の割合は減少しています。

〇情報の提供と共有を行った施策実施状況については、「学習会・研究会を開催」「広報誌等・報道機関・インターネットの活用」によるものが多く挙げられています。

〇市民活動を促進するための環境整備として実施された施策について、「助成制度の実施」が最も多く、次に「活動の場の提供」が挙げられています。

【市民協働参画関連施策の実施状況】

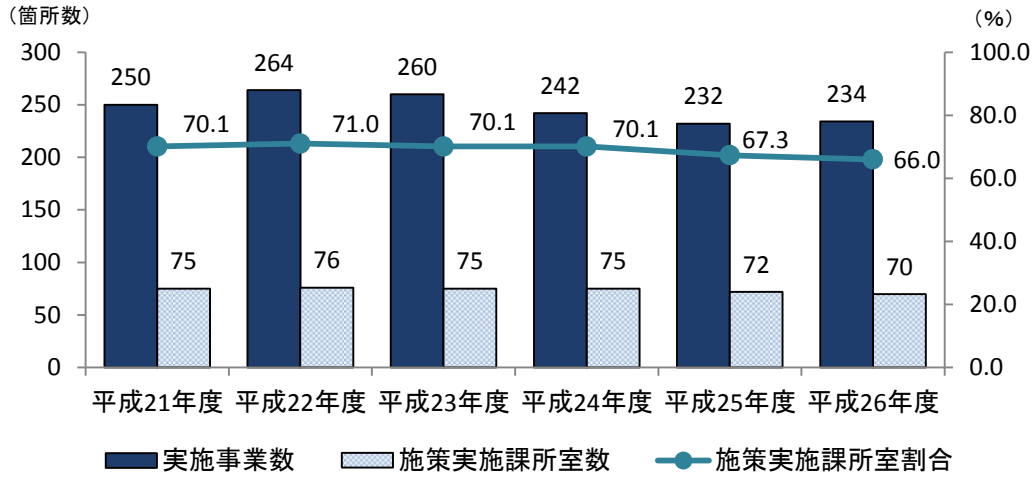

【情報の提供と共有を行った施策の実施状況】

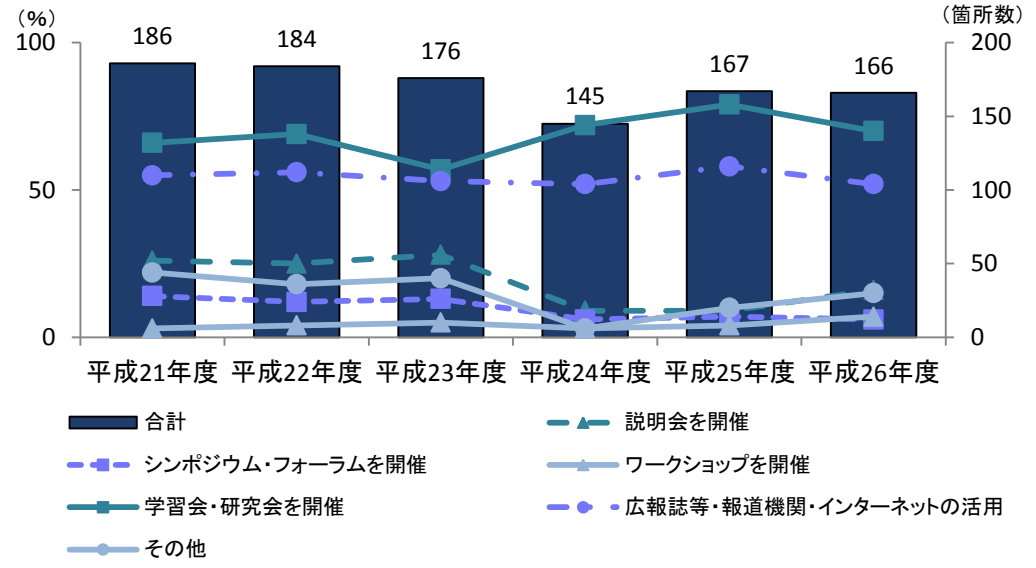

資料：平成 26 年度市民と行政・市民と市民のパートナーシップ年次報告

【市民活動を促進するための環境整備として実施された施策】

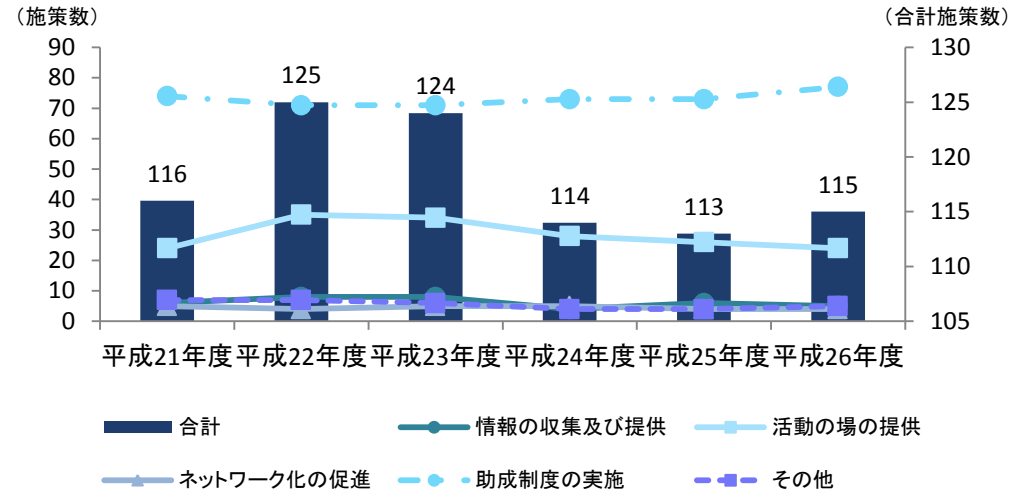

現　状【市民活動団体と協働を行った施策及びその方法】

○市民活動団体との協働した施策について、団体へ委託した施策は、平成 21 年度から３０施策前後を推移しています。

○行政との協働を行った経験は 63.0%の市民活動団体が「有る」と回答しており、特に活動年数が長い団体ほどノウハウをもち、行政との協働実績を有しています。

【市民活動団体と協働を行った施策及び協働の方法】

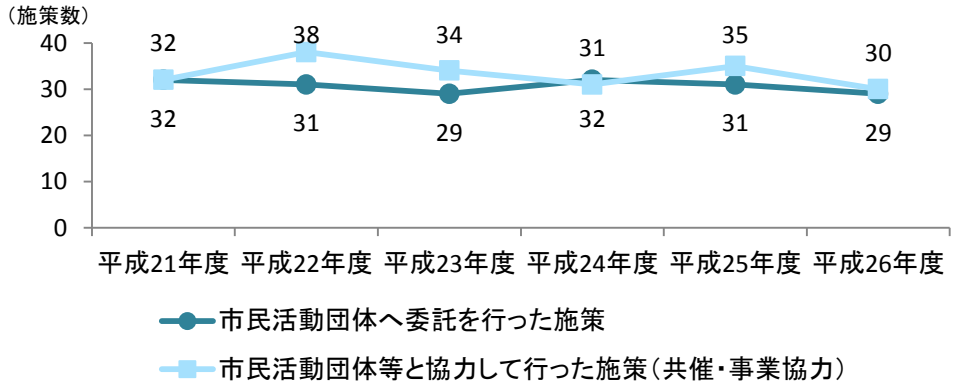

資料：平成 26 年度市民と行政・市民と市民のパートナーシップ年次報告

【行政との協働の有無と存続年数との関連性】

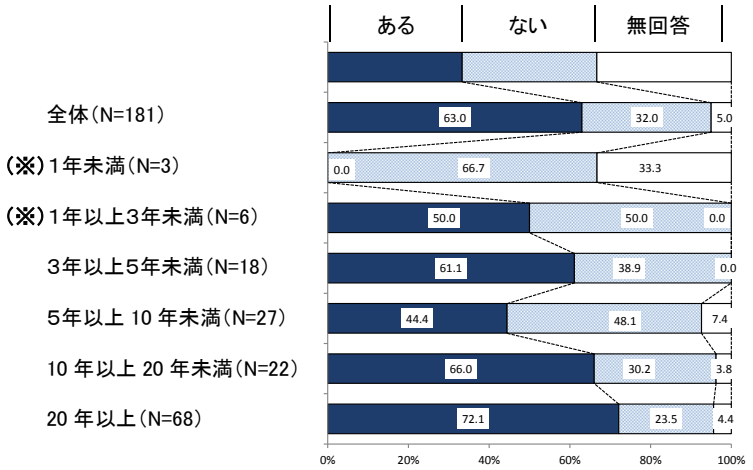

(※)サンプル数が少ない「1年未満」と「1年以上3年未満」については参考として掲載している。

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（平成 26 年）

現　状【しものせき市民活動センター】

○意識調査では、市民のしものせき市民活動センターの認知度について「まったく知らなかった」（63.0%）が最も多く、「利用したことがある」は全体の 4.1%でした。

○「利用したことがある」方は、「活動団体が主催する講座の利用」（31.0%）や「ホールや会議室での話し合いや他団体との交流」（31.0%）を目的として利用しています。

○市民活動団体のしものせき市民活動センターの利用状況は、「利用していない」（43.1%）が最も高く、利用していない理由としては、「活動拠点が他にある」（60.3%）が最も高くなっています。

○今後希望する講座（研修）については、「ホームページ・ブログ等作成講座（研修）」「助成金獲得、活用講座（研修）」「チラシ作成講座（研修）」「人材育成（後継者育成）のための講座（研修）」など、多様なニーズがあります。

○ワークショップでは、施設の利用や使用可能な機器類などの既存のサービスの PR の他、館内の使用方法の見直しや、市民活動団体同士の交流やマッチングについての機会の創出、多彩な講座の開催についての意見が多くありました。

【しものせき市民活動センターの利用および認知度（市民）】

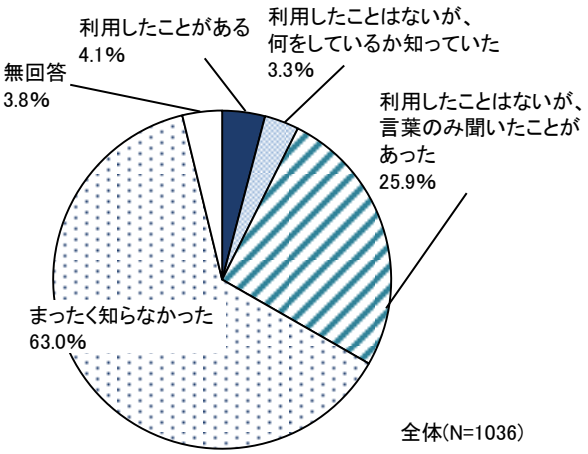

【しものせき市民活動センターの利用目的（市民）（上位5位）】

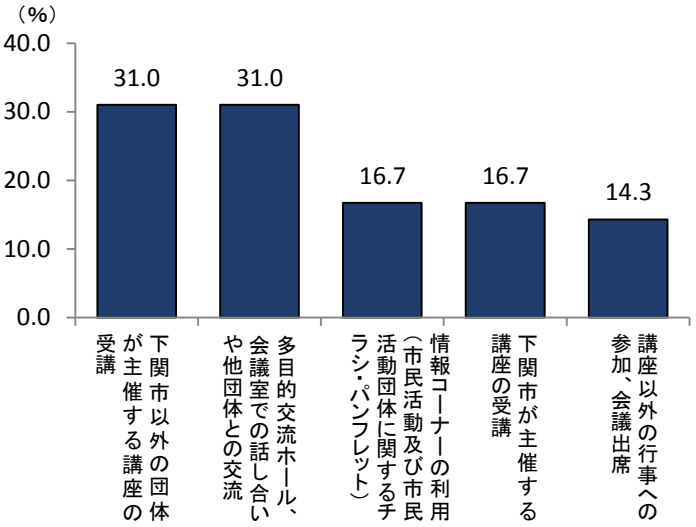

【しものせき市民活動センターの利用状況（団体）】

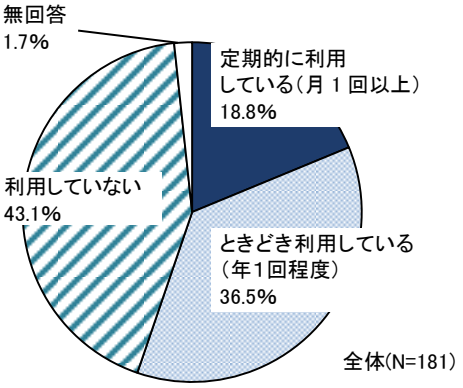

【しものせき市民活動センターを利用していない理由（団体）】

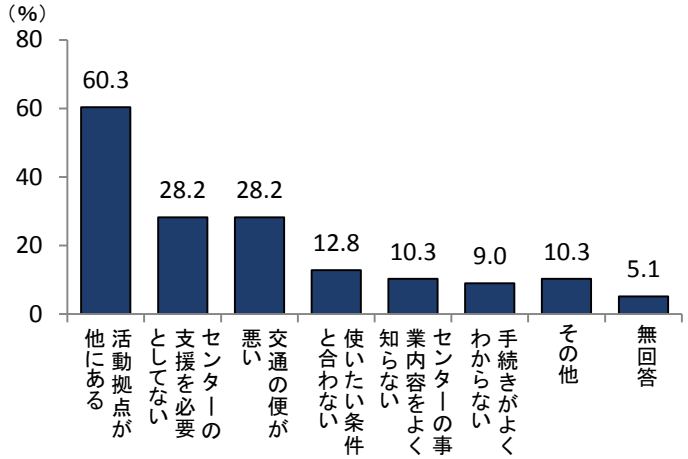

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（平成 26 年）

【今後希望する講座（研修）（上位 6 位）】

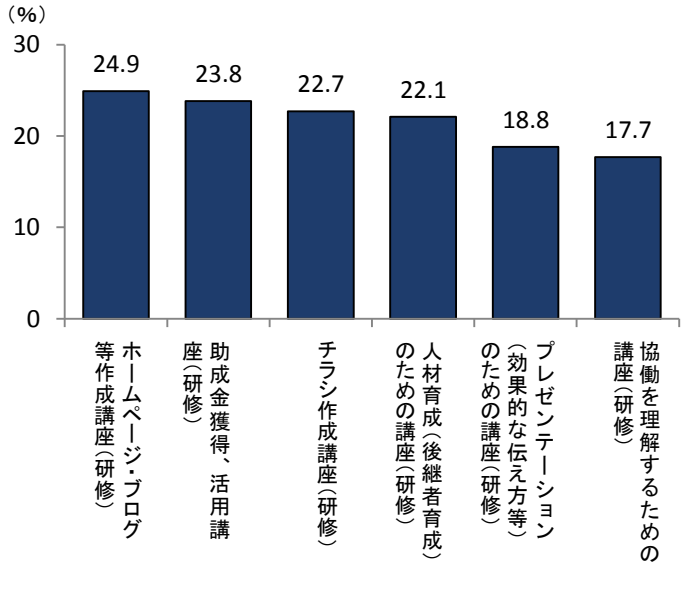

【期待すること（上位 3 位）】

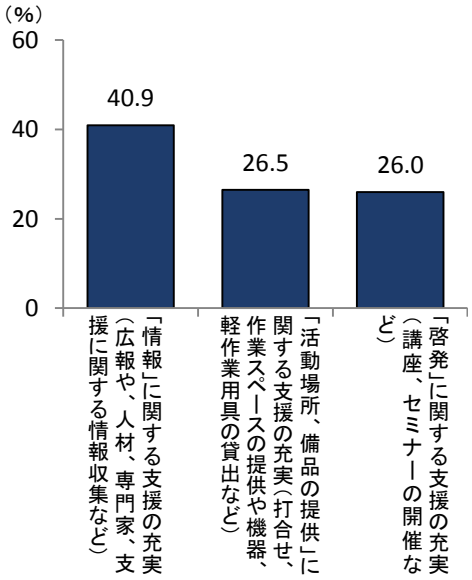

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（平成 26 年）

課　題

〇本市の市民協働参画実施機関では、毎年様々な関連施策を実施してきました。しかし、実施事業数と施策実施課所室数ともに、減少し続けています。また、情報の提供と共有においても学習会・研究会の開催と広報に関する施策以外は減少しています。今後、より一層市民活動団体と協働して事業等を進めるにあたって、庁内における市民協働に関する意識の向上、理解の促進を図ることが重要です。

〇しものせき市民活動センターは、平成 19 年より行政と活動団体が連携したまちづくりの推進と活動団体への支援を行なってきました。しかし、市民意識調査では、市民からの認知度が低く、市民活動団体意識調査では活動団体が他に活動拠点を持っているために、その利用度が低いことが示されています。

〇今後、本市における市民活動を総合的に支援し、市民に協働の情報を発信するためには、しものせき市民活動センターの機能強化が重要です。多様な講座（研修）へのニーズに応え、情報発信を行うとともに、市民が協働や市民活動に関心を持つきっかけとなるように、交流の場としての施設形態や利用方法を検討することが必要です。

主要な課題

・市民協働に関する施策や事業の推進
・しものせき市民活動センターの活用

第４章　計画の基本方針と施策

本市における市民協働を取り巻く現状や課題、「第２次下関市総合計画」の基本構想において定めているまちづくりの将来像の１つである「人のつながりを大切にし、地域の力が活きるまち」を踏まえ、『つながる意識　進める参画　活きる下関（まち）』を市民協働参画及び市民活動を促進するスローガンとし、その実現を目指して行くものとします。

つながる意識　進める参画　活きる下関（まち）

- 情報提供及び共有の場をつくり、市民活動・市民協働参画への意識を高めます。
- 市民と行政、市民と市民のパートナーシップの確立に向けた取り組みを推進します。
- 市民が主体のまちづくりを進め、市民の力が活きる下関（まち）を目指します。

市民協働を取り巻く現状や課題から、３つの基本方針を定め、施策の展開方向に沿った施策を設定します。

施策ごとに取り組む事業については、市民・市民活動団体、行政、しものせき市民活動センターで区分し、その役割を明確にします。

基本方針ごとに成果指標を定め、計画期間において毎年度事業の評価・検証を行いながら進行管理を行います。

基本方針１　市民協働への理解促進

【施策の展開方向】
市民活動を促進する情報の収集及び提供

〇市民協働参画や市民活動についての情報を、様々な広報媒体によって広く市民に紹介し、その活動の意義や社会的役割などについて、理解や関心を深めます。
〇多様化するライフスタイルに応じた情報提供や活動参加支援を行い、若い世代の市民活動への参加、協働に関する関心の向上を促します。

（１）情報提供機能の充実

情報の提供と共有

・市民活動や市政に関する情報は、説明会やシンポジウム、学習会等の開催や広報誌、インターネット等を通じて提供し、市民・市民活動団体・行政・しものせき市民活動センターで共有します。
・市民が求める市民活動の情報を把握し、活動内容や活動への参加方法等、様々な分野ごとにその内容を広く発信提供します。
・市民参画の手法を効果的に実施し、市民意見の施策への反映に努めます。

市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有

・やまぐち県民活動支援センターや他市の市民活動支援センター及び下関市社会福祉協議会（福祉ボランティア）等からの情報を集約し、共有します。

多様な広報媒体を活用した市民活動情報の発信

・市報「しものせき」、しものせき市民活動センター発行「ふくふくサポートだより」、下関市ホームページ、コミュニティFM等報道機関を活用した情報発信を行います。
・既存の情報提供に加えて、新たな情報発信に関する媒体や対象の年代ごとのライフスタイルを考慮した情報発信方法を検討し実施します。

市民活動に関するニーズの把握

・市民活動や市民協働参画に関する市民及び市民活動団体の意識やニーズを把握するための調査を行い、結果を公表します。

しものせき市民活動センターの活用

・情報の集約や共有の拠点場所として活用します。
・市民活動や市民協働参画に関する市民や市民活動団体の相談窓口を設置します。

（2）協働に対する意識向上

市民協働参画及び協働への理解

・市民協働参画や市民活動への関心を集めるため、様々な分野、幅広い年齢層を対象とするイベントを開催します。

・市民活動団体の活動成果を広く公開し、理解を深めます。

・市民参画に関する情報や実施施策の内容について、個人情報保護に配慮しつつ速やかに公開します。

出前講座、セミナー等の学習機会の提供

・市民活動への理解やきっかけづくりとなる出前講座や、セミナー、研究会といった学習機会を提供します。

若者、就労者等の協働への理解促進

・教育機関や事業者に対して情報提供を行い、若い世代の市民協働参画に関する意識の向上を図ります。

市職員の市民活動に対する共通認識の醸成

・市民活動の持つ特徴や重要な役割について認識し、個々の職務において活かす職員の育成に努めます。

・市民活動ボランティア登録制度を検討します。

・庁内各部局室において、市民参画を進める推進員の配置を検討します。

【基本方針１　市民協働への理解促進における役割区分】

事　業	市民 市民活動団体	行政	しものせき市民活動センター
情報の提供と共有	○	○	○
市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有		○	○
多様な広報媒体を活用した市民活動情報の発信	○	○	○
市民活動に関するニーズの把握		○	○
しものせき市民活動センターの活用	○	○	
市民協働参画及び協働への理解	○	○	○
出前講座、セミナー等の学習機会の提供	○	○	○
若者、就労者等の協働への理解促進	○	○	○
市職員の市民活動に対する共通認識の醸成	○	○	○

【基本方針１　市民協働への理解促進における成果指標】

成果指標	現状値 平成 26 年	目標値 平成 32 年
市民協働参画（パートナーシップ）認知度※	知っている 10.6%	知っている 15%
市政への参画・認知度※	参画したことがある 9.1%	参画したことがある 15%
しものせき市民活動センター登録団体数 （総合計画より）	平成 26 年度 254 団体	平成 31 年度 260 団体

※市民協働参画に関する意識調査における数値

基本方針２　市民活動を支える環境づくり

【施策の展開方向】
市民活動の場の提供
市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

〇市民活動団体が活動を続けていくための、施設利用・人材育成・財政的側面について支援を行います。
〇活動にあたって、市民活動団体の要望や課題を解決するための相談体制を充実します。
〇市民と市民活動団体、市民活動団体同士の交流の機会を創出し、市民活動を支える人材の育成支援を行います。

（１）交流機会の創出・活動参加の促進

市民活動情報を活用した交流機会の創出

・市民・市民活動団体・行政・他の市民活動支援機関等から寄せられた情報を活用し、交流の機会を創出します。

教育機関との連携による学生の活動支援

・教育機関への情報提供及び定期的な情報交換を行うとともに、市民活動や市民参画に関する学習機会を職場体験活動等を通じて提供し、市民活動への参加支援を行います。

しものせき市民活動センターの管理運営

・市民活動拠点施設として、しものせき市民活動センターの管理運営を行います。
・民間の運営手法を活かした管理運営形態を検討します。

（２）公共施設等の有効利用

公共施設等の活用

・活用可能な公共施設の情報を提供します。
・施設利用に伴う附属施設等の情報についても集約し、公共施設情報とともに提供します。

備品・機材の提供

・市民活動に必要な各種備品や機材について充実させるとともに、その活用方法についても情報提供を行います。

（３）活動を担う人材の育成

マネジメント・リーダー能力養成支援の充実

・市民活動を継続していくための、次期リーダーとなる人を育成するための研修や交流の場を提供します。

（４）活動の運営支援

市民活動助成制度の活用

・市民活動団体の財政的側面を支援し、団体の成長や自立を支援します。
・各種助成金情報を集約し、市民活動団体における活用を支援をします。

市民活動団体と行政との協働

・様々な取り組みや事業を通じ、市民活動団体との協働について最適な領域や形態を選択していきます。

市民活動保険の実施

・市民活動の実態に即した保険制度の運営と広報を行います。

相談体制の整備

・市民活動団体の運営に関わる課題や問題点について把握するとともに、問題点の解消に向けた相談体制を整備します。

【基本方針２　市民活動を支える環境づくりにおける役割区分】

事　業	市民 市民活動団体	行政	しものせき市民活動センター
市民活動情報を活用した交流機会の創出	○	○	○
教育機関との連携による学生の活動支援	○	○	○
しものせき市民活動センターの管理運営	○	○	○
市民活動助成制度の活用		○	○
公共施設等の活用		○	○
備品・機材の提供		○	○
マネジメント・リーダー能力養成支援の充実		○	○
市民活動助成制度の活用	○	○	○
市民活動団体と行政との協働	○	○	
市民活動保険の実施			○
相談体制の整備		○	○

【基本方針２　市民活動を支える環境づくりにおける成果指標】

成果指標	現状値 平成 26 年	目標値 平成 32 年
市民活動団体等と協働を行った施策数	５９施策	７０施策
しものせき市民活動センターの利用・認知度※	利用したことがある 4.1% 知っている（認知度） 7.4%	利用したことがある 10% 知っている（認知度） 20%
市民活動への参加※	参加したことがある 29.3%	参加したことがある ３５%
しものせき市民活動センターの利用数 （総合計画より）	平成 25 年度 28,239 人	平成 31 年度 29,000 人

※ 市民協働参画に関する意識調査における数値

基本方針３　協働に向けたネットワークの構築

【施策の展開方向】
市民活動のネットワーク化の促進

〇市民活動団体が市民や他の市民活動団体、行政・市民活動支援機関等とのつながりを形成し協働と連携を推進するため、それぞれを結びつけるためのコーディネーターの育成や仕組みづくりを進めます。
〇様々な市民活動に関する情報を、各団体や自治会等地域コミュニティ、関連機関より集約し、必要な情報を得られるようにするために、しものせき市民活動センターを中心としたネットワーク構築を目指します。

（１）市民活動団体と市民・他の市民活動団体・行政・市民活動支援機関等との協働及び連携と仕組みづくり

協働をコーディネートする人材の育成と仕組みづくり

・市民活動団体の活動情報を活用し、市民活動団体と市民や他の市民活動団体、行政・市民活動支援機関等とのつながりをコーディネートする人材を育成するとともに、その活動を支援します。
・しものせき市民活動センターを中心としたネットワークの仕組みを構築します。

ボランティアネットワークシステムの整備

・ボランティアに関する情報を集約し一元的に管理するとともに、しものせき市民活動センターを仲介役とした市民活動団体とのコーディネートを実施します。

中間支援団体の育成

・市民活動団体等の支援活動を行う中間支援団体を育成し、市民活動団体の活動がより活発に行える環境づくりに努めます。

自治会等の地域コミュニティや事業者等との連携促進

・自治会等の地域コミュニティが持つ地域住民とのつながりや、事業者がもつ活動へのノウハウや情報、経験を活かし、より効果的な市民活動が実施できるように、自治会等の地域コミュニティや事業者等が市民活動団体と交流する場を提供し、両者の理解を促進します。

（2）情報共有のためのネットワーク

情報共有のためのネットワークの構築

・市民・市民活動団体・行政・他の市民活動支援機関等から寄せられた情報を活用します。

・集約した情報について、必要とする団体へ提供できる効果的な情報提供のネットワークを構築します。

【基本方針３　協働に向けたネットワークの構築における役割区分】

事　業	市民 市民活動団体	行　政	しものせき市民活動センター
協働をコーディネートする人材の育成と仕組みづくり	○	○	○
ボランティアネットワークシステムの整備		○	○
中間支援団体の育成		○	○
自治会等地域コミュニティや事業者等との連携促進	○	○	○
情報共有のためのネットワークの構築	○	○	○

【基本方針３　協働に向けたネットワークの構築における成果指標】

成果指標	現状値 平成 26 年	目標値 平成 32 年
市民活動のネットワーク化の促進施策数	４	１０
中間支援団体数	２団体	４団体

第５章　計画の推進

１　推進体制

（１）庁内における推進体制

市長を本部長とする「下関市市民協働参画推進本部」において、本基本計画に基づく市民活動促進諸施策について検討・調整を行い、全庁的体制にて計画の推進を図ります。

（２）下関市市民協働参画審議会

下関市市民協働参画条例の規定に基づき、本基本計画の進捗状況も含め、市民活動の状況評価について審議し、施策についての意見提言を行います。

（３）しものせき市民活動センター

市民活動の拠点施設として、市民と行政、市民と市民活動団体とをつなぎ、地域社会の課題の解決に取り組む市民活動の支援を行っています。本基本計画においては、市民活動の促進に重要な役割を担っています。

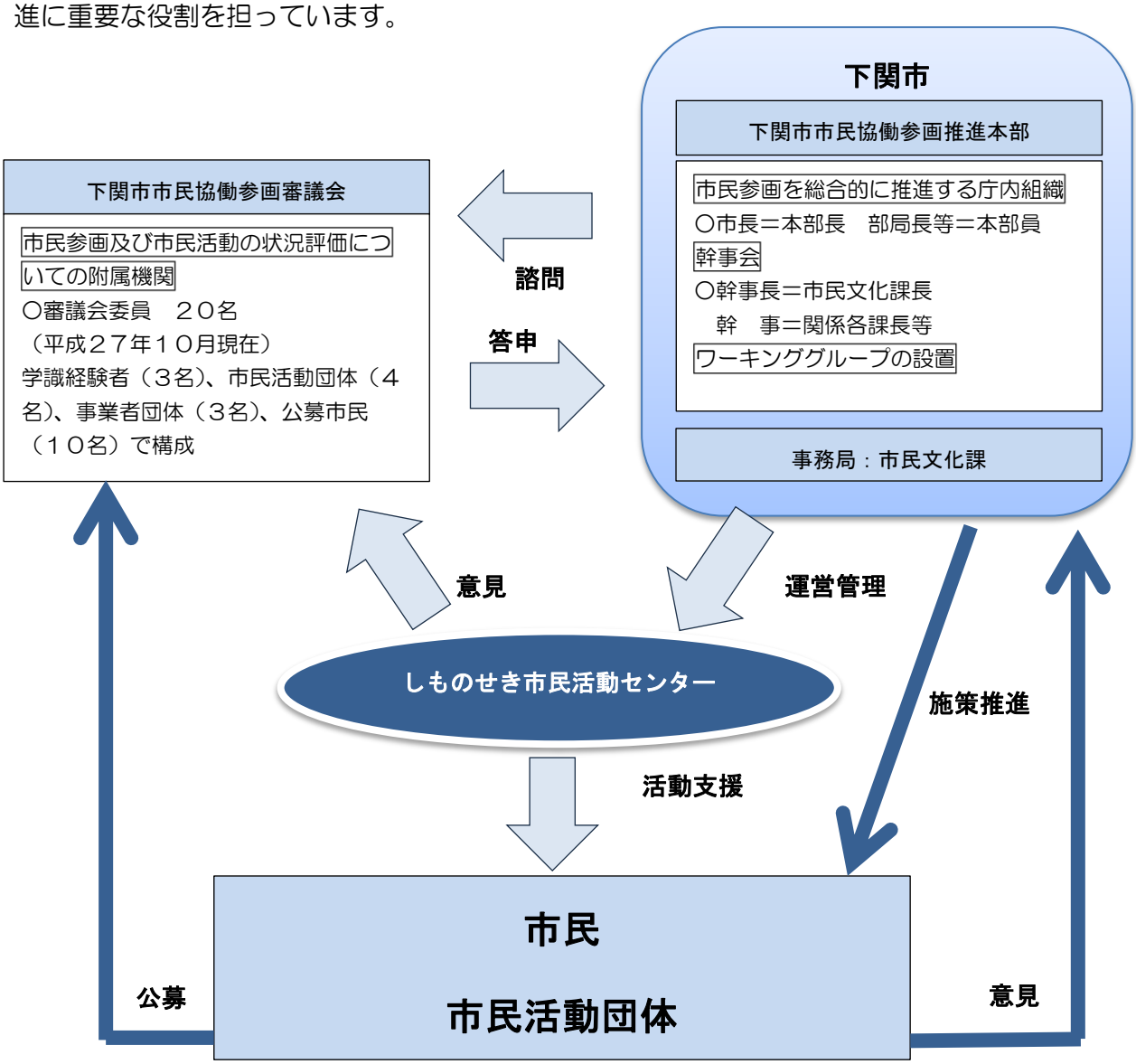

２　進捗状況管理・評価・公表

（１）進捗状況管理

本計画で示す施策の進捗状況は、下関市市民協働参画条例第１６条に定める年次報告において、その状況を調査し把握します。

（２）評価

下関市市民協働参画審議会において、市民参画及び市民活動の状況とともに評価を行います。

（３）公表

市民参画及び市民活動の状況と併せて、市議会の所管委員会に報告するとともにこれを公表します。公表の方法は、下関市市民協働参画条例施行規則第３条に掲げる方法により行います。

体系図

第1章　計画策定の背景と趣旨

1　計画の背景	2　計画の趣旨
○地域主権型社会実現に向けた地域性に応じた行政の展開 ○家族形態・ライフスタイルの多様化 ○NPO 法による市民活動の多様・活発化	○下関市市民活動促進基本計画の終了と第２次総合計画（平成 26 年）の策定 ○少子・高齢化・地域のつながりの希薄化等の社会環境の変化 ○ライフスタイル・市民ニーズの多様化

第2章　計画の基本的な考え方

3　計画の基本姿勢
①市民活動の主体となる市民及び市民活動団体自体が、自主的・主体的な市民活動を促進するに当たっての環境づくりのための計画 ②市民と市民のパートナーシップの確立に向けた計画 ③市民意見を踏まえた計画

第3章　市民活動の現状と課題

市民の現状・課題	主要な課題
○市民は、市政・市民活動に関する情報を求めている ○本市において、少子・高齢化、核家族・単独世帯の増加による社会的孤立化が懸念される ○市民は、市政への参画が重要であると認識している ○今まで活動に参加したことはないが、今後市民活動への参加を希望している潜在的な参加希望者が多い ○市民活動に参加しやすい環境づくりが必要 ○市民の協働に関する認知度・関心が低い	協働に関する理解、知識の普及、情報提供 市民活動への参加のきっかけ、環境づくり 活動の効果、政策への反映による市民意識の向上
市民活動の現状・課題	
○市民活動団体は、構成員の高齢化を課題とし、人材の確保が必要としている ○市民活動団体は、財政・経済的援助や施設の利用等の支援、活動全般に関する情報の提供を求めている ○市民活動団体では、他団体と連携して、地域に貢献したい、活動の範囲を広げたいとの希望がある	活動を支える人材確保と育成 活動継続のための支援 他団体等との連携への支援
行政の現状・課題	
○市民活動との関連施策・事業の実施が減少している ○しものせき市民活動センターの利用・認知度が低い	市民協働に関する施策や事業の推進 しものせき市民活動センターの活用

第4章　計画の基本方針と施策

基本方針１　市民協働への理解促進

★市民活動を促進する情報の収集及び提供

- 情報提供機能の充実
- 協働に対する意識向上

基本方針２　市民活動を支える環境づくり

★市民活動の場の提供

- 交流機会の創出・活動参加の促進
- 公共施設等の有効利用

★市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

- 活動を担う人材の育成
- 活動の運営支援

基本方針３　協働に向けたネットワークの構築

★市民活動のネットワーク化の促進

- 主体間の協働及び連携と仕組みづくり
- 情報共有のためのネットワーク